

伊勢原市農業推進地区の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき農業振興地域内の集団的な優良農地を保全し、農地が持つ多面的機能を有効に活用するために、地域の自主的な活動のもとに農地として保全される地域を農業推進地区として指定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定地域)

第2条 農業推進地区は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えている地域とする。

- (1) 農業振興地域内で農用地区域以外の農地であること。
- (2) 5ヘクタール以上の連担した農地（一団の農地）であること。
- (3) 都市施設の整備計画がないこと。
- (4) 地域の農業者等の総意により、次に掲げるもののうち2以上の事項が定められた将来の農地利用計画が策定されていること。

ア 農地の集積に関する計画

イ 農地の基盤整備に関する計画

ウ 農地の多面的な機能の活用に関する計画

エ その他農業振興に必要と認められる事項

(指定申請)

第3条 農業推進地区の指定を受けようとする者は、伊勢原市農業推進地区指定申請書（第1号様式）に前条第4号に規定する農地利用計画を添付して申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容について審査し、伊勢原市農業推進地区指定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(事業の実施)

第4条 市長は、地域と十分な調整を行い農業推進地区の円滑な推進を図るため、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 農地の集積・集約を図る農地流動化事業
- (2) 農地の高度利用を図る土地基盤整備事業
- (3) 営農環境の改善を図る地域環境整備事業
- (4) その他農業振興に資する事業

(協議会)

第5条 農業推進地区に指定された地域の農業者等は、農業推進地区を推進するため、農業推進地区協議会（以下「協議会」という。）を設置しなければならない。

(指定期間)

第6条 農業推進地区の指定期間は、原則10年間とする。

2 指定期間中に土地基盤整備事業が実施された場合は、事業終了の翌年から8年間は推進地区とし、農地の適正な利用に努めなければならない。

(指定の解除)

第7条 市長は、農業推進地区としての維持、活用が困難と認められたときは、指定を解除することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (平成27年1月16日告示第4号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

伊勢原市農業推進地区指定申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

地区名
代表者住所
代表者氏名

印

地区は、伊勢原市農業推進地区設置要綱第3条第1項に基づき、農業推進地区の指定を申請します。

地区名	
所在地	
関係者名簿	
農地利用計画	

第2号様式（第3条関係）

伊勢原市農業推進地区指定通知書

地区名
代表者名

年 月 日付で農業推進地区の指定申請について、伊勢原市農業推進地区設置要綱第2条の要件に該当しますので第3条第2項に基づき、農業推進地区に指定します。

年 月 日

伊勢原市長



指定期間	年 月 日から 年 月 日
地区名	
所在地	
代表者名 代表者住所	-----

※基盤整備事業を実施した場合は、事業完了の翌年から8年間は指定期間とします。

（事務担当は _____ ）